

○熊本県中小企業振興基本条例

(平成 19 年 3 月 16 日条例第 39 号)

改正 平成 26 年 12 月 25 日条例第 80 号

熊本県中小企業振興基本条例をここに公布する。

熊本県中小企業振興基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)

第 2 章 中小企業振興に関する基本方針等(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 小規模企業振興に関する基本方針等(第 9 条・第 10 条)

附則

熊本県の中小企業は、これまでの経済活動を通して地域の歴史、伝統、文化を育み、県内全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、国際化や少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化する中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は非常に大きいものがある。

このような状況の中、活力と希望あふれる熊本を築くためには中小企業の自助努力はもちろん、意欲ある中小企業を社会全体で育て支援していくことが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 6 条及び小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)第 7 条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が熊本県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、熊本県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な産業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術及び優れた産業基盤並びに豊かな自然、歴史、伝統、文化等の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的活用を図ることにより、推進されなければならない。

(中小企業者等の努力)

第4条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の向上に自主的に努力を払い、県民への安全で安心な製品等の供給及び役務の提供に努めるとともに、県産品の利活用等により、地域貢献に努めるものとする。

2 県内に事務所又は事業所を有する商工業者（商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者をいう。）は、商工団体等への加入、地域と連携した取組等を通じて、地域の活性化に努めるものとする。

(中小企業に関する団体の努力)

第5条 中小企業に関する団体は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県、市町村その他の関係機関と連携し、中小企業者の経営の安定、改善及び向上の支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第6条 県民は、中小企業の振興が県民相互の生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業振興に関する基本方針等

(基本方針等)

第7条 県は、基本理念にのっとり、中小企業の支援を行う体制の充実及び強化を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 産業の高付加価値化及び新たな産業の創出の促進
 - (2) 中小企業者の経営の革新の促進
 - (3) 中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保
 - (4) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化
 - (5) 研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保
 - (6) 中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進
 - (7) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進
 - (8) 中小企業者の振興に資する企業立地の促進
 - (9) 中小企業者が国内外に向けて実施する事業活動で、地域の多様な資源、特性等を生かして行うものの促進
 - (10) 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備
 - (11) 女性、青年、高齢者等誰もが安心して働き、活躍することができる雇用環境の整備
- 2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。
- (3) 中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資、補助等の制度の充実に努めること。
- (4) 国、市町村その他の関係機関と連携を図りながら協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等に対し施策の充実及び改善を要請すること。
- (5) 市町村が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 中小企業振興を図る上で必要な情報の収集を行い、地域、産業界及び大学等と連携を図り、中期的な視点に立って、計画的かつ効果的な施策の実施に努めること。

(財政上の措置)

第 8 条 県は、前条第 1 項の基本方針に基づき施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 小規模企業振興に関する基本方針等

(基本方針等)

第 9 条 県は、基本理念にのっとり、小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進し、その事業の持続的な発展を図ることができるよう、小規模企業の経営の状況に応じ必要な配慮を払いながら、第 7 条第 1 項に規定する中小企業に関する施策のほか、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供及び新たな事業の展開の促進
- (2) 経営資源の有効な活用並びに必要な人材の育成及び確保
- (3) 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の促進
- (4) 小規模企業者への適切な支援を実施するための支援体制の整備

2 県は、第 7 条第 2 項各号に掲げるもののほか、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 小規模企業の創業に関する情報の提供の促進及び研修の充実等に努めること。
- (2) 小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実等に努めること。
- (3) 小規模企業の経営を担うべき女性、青年及び高齢者を含む多様な人材の育成及び確保を図るため、小規模企業の事業活動に必要な技能及び知識並びに管理能力の習得、向上又は承継に係る支援に努めること。
- (4) 小規模企業の事業に必要な人材の確保を図るため、市町村又は大学、高等専門学校、

高等学校その他の関係機関と連携した職業能力の開発等に努めること。

(5) 小規模企業者の事業活動に必要な資金の円滑な供給に努めること。

(6) 小規模企業者が行う地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の普及啓発の強化等に努めること。

(準用)

第10条 第8条の規定は、前条第1項の基本方針に基づき実施する施策について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第80号)

この条例は、公布の日から施行する。